

ほけんだより

家庭数 R8-5月号

こんげつ ほけんもくひょう
今月の保健目標

からだ
「じょうぶな体をつくろう」

※今月号の保健だよりは3ページあります。

引用：健康教室 東山書房・少年写真社新聞

あつ ちゅうい 暑さに注意しましょう!!

しんねんど はじまり、すこ 新たに新しい環境にも慣れてきたころですが、心
や体から疲れが出やすい時期でもあります。自分に合った無理のない生活が
送れているか、生活を振り返ってみることをおすすめします。

さて、5月23日(土)は運動会が行われます。連休明けより本格的に
練習に入ります。最近では、気温が25℃度を超える暑い日もありました。
体が暑さに慣れていない4月や5月は、熱中症にかかるリスクが高くな
ります。そのため学校では、水分を適切に補給させるとともに、体育や中休みなどでは十分に休息をとる
ようにしています。子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、配慮していきます。



朝の生活リズムが元気のカギ!

朝のちょっとした習慣が、体と心のリズムを整えます。朝の過ごし方を見直してみましょう。



起きたらまず、窓を開
けて朝日を浴びる。



休みの日でも毎日、決
まった時間に起きる。



朝食を食べて、脳のエ
ネルギーもチャージ。



決まった時間にトイレ
に行って排便習慣を。

◆日本スポーツ振興センター(災害共済給付制度)について

授業中・休み時間・登下校中・校外学習など本制度上の「学校管理下」でけがをして、医療機関
を受診した場合に、スポーツ振興センターより医療費が支給されます。初診から治療までの総医療点数
が500点以上の場合が対象となります。ただし、学校管理下ではない場合(通学路ではない道のりでの
登下校やご家庭での負傷など)や交通事故などで他で損害賠償を受ける場合
は対象になりません。

お子さんが学校管理下で負傷して、医療機関等を受診した際は、担任または
養護教諭までお知らせください。お子さんを通じて、申請に関わる書類をお渡し
させていただきます。



◆定期健康診断について



【5月の定期健康診断日程】

★印のある日は、学校医が来校して行う健診や業者が行う健康診断の日です。ご欠席の場合は、学校医のクリニックや専門機関を直接訪問して健康診断を受けていただくことになります。なるべくお休みのないようご配慮ください。

日	曜日	定期健康診断実施内容
7	木	内科検診 (2・4・6年) ★
15	金	尿検査二次容器配付 (対象者のみ) ★
18	月	尿検査二次容器回収 (対象者のみ) ★
28	木	眼科検診 13:10～ (全学年) ★
29	金	心臓病検診 9:15～ (1年) ★

【定期健康診断結果のお知らせについて】

定期健康診断の結果、異常の疑いや疾病の疑いがあった場合には、「結果のお知らせ」の用紙をお渡ししています。用紙をお受け取りになりましたら、なるべく早く医療機関を受診していただきますよう、ご協力をお願いいたします。医療機関にてご記入いただいた「結果のお知らせ」は、担任までご提出ください。お子さんの健康な学校生活のため、ご協力をお願いいたします。

- 今年度より、「けんこうカード」の発行はしていません。身体計測の結果は個人面談時に保護者の方にお渡しし、全ての定期健康診断結果が載ったものは夏季休業前にお子さんが持ち帰ります。
- 視力検査、聴力検査、内科検診、耳鼻科検診、眼科検診、心臓病検診の結果については、異常の疑いや受診の勧めがあった場合に「結果のお知らせ」の用紙を通してお知らせをさせていただきます。
- 歯科検診、尿検査の結果については、検診結果に関わらず全員に配付をいたしますので、記載内容をよくご確認ください。

※異常があった場合に配付する結果のお知らせは、**検診結果入力の都合上、配付までに1週間ほどお時間を要します**のでご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆学校病医療費援助について <就学援助制度を申し込まれている方へ>

学校病医療費援助とは、学校の健康診断で見つかった特定の疾患について、その治療にかかる医療費を援助するものです。就学援助を希望されたご家庭で、援助を受けることが決定した場合、歯科では「むし歯」、耳鼻科では「中耳炎」「慢性副鼻腔炎」「アデノイド」、眼科では「結膜炎」「トラコーマ」、内科では「白癬」「疥癬」「膿疱疹」の疾患に限り、学校病医療費援助の対象になります。具体的には当該疾患の治療について、自己負担分が公費負担となり、医療機関の窓口での支払が無料になります。

ただし治療は原則として本校学校医の診療所でお受けいただくこととなります。上記のような疾病が見つかり、医療費援助を希望される場合には、担任もしくは養護教諭までご連絡ください。希望があったご家庭には、保健室から受診方法についてのお知らせをいたします。先に受診しても医療費援助の対象にはなりませんのでご注意ください。健診後にお渡しする「結果のお知らせ」が必要になりますので大切に保管しておいてください。

*ひとり親家庭医療費助成制度や小児医療費助成事業と重複はできませんので、ご注意ください。

医療機関 受けられる	内科	みやびクリニック (宮前区南平台3-1-7)
	歯科	かわわデンタル&ケアクリニック (宮前区宮崎5-1-1 ハピネス宮崎台1F)
	眼科	おおげき眼科 (宮前区宮崎1-12-2)
	耳鼻科	みやまえだいら 宮前平トレイン耳鼻咽喉科 (宮前区小台2-6-6 宮前平メディカルモール3F)

◆ 感染症情報 ～登校許可証明書について～

入学説明会でもご説明させていただいておりますが、下記のような疾病（学校において予防すべき感染症）にかかった場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。医師から感染のおそれがないと認められるまで、学校を休むこととなります（欠席扱いになりません）。症状が改善し登校が可能になりましたら、医師から「登校許可証明書」を作成してもらい、学校へ提出のご協力をお願いいたします。なお、「登校許可証明書」の用紙は病院にあり、文書料が必要となります。学校での集団感染を避けるべく、医師の証明書をもとに対処しておりますので、よろしくお願いたします。

重要 なお、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、今年度（令和9年3月31日まで）、提出は**不要**としています。ミマモルメや連絡帳を通して、発症日や解熱日、症状が軽快した日などをお知らせください。

【学校において予防すべき感染症】

第1種の感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア
急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（MERS）

第2種の感染症

放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある飛沫感染する感染症。出席停止期間の基準は以下のように定められています。ただし「病状により伝染のおそれがない」と医師が（法的には学校長が）認めた時には登校できます。

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱した後2日が経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで、または、5日間の適正な治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで

第3種の感染症

飛沫感染が主体ではないが放置すれば学校で広がってしまう可能性がある感染症です。コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、および**※その他の感染症**

※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が医師の意見を聞き、第3種の伝染病としての措置を講じることができる疾患です。溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）・伝染性紅斑・手足口病・アタマジラミ・伝染性軟属腫（水いぼ）・伝染性膿痂疹（とびひ）は、通常出席停止の措置は必要ないと考えられています（ただし、溶連菌感染症は、川崎市では出席停止としています）。しかし、お子さんの症状により主治医から登校を控えるよう指示された場合には、「登校許可証明書」を提出していただくことにより、出席停止の扱いとなります。